

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の  
管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

平成14年3月22日  
規 則 第 12 号

改正 平成18年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「給与条例」という。）第25条の規定により、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 給与条例第25条第2項の規則で定める額は、管理職手当の支給に関する規則（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第4号）別表に掲げる補職名等の職務の級に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 7級 12,000円
- (2) 6級 10,000円
- (3) 5級 8,000円

2 給与条例第25条第2項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(管理職員特別勤務実績簿等)

第3条 管理者は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(補足)

第4条 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

